

茨城工業高等専門学校学生の通学に伴う車・バイク使用に関する措置要項

〔平成13年2月18日〕
制 定

1 趣旨

この要項は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）学生の通学に関する安全を確保するため、普通自動車（以下「車」という。）並びに小型自動二輪車、一般原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車（以下「バイク」という。）を使用する学生について必要な事項を定めるものとする。

2 車・バイク通学の許可条件等

- (1) 1～3年生については、車・バイクでの通学を許可しない。
- (2) 4、5年生及び専攻科生で、次の条件を満たす者には、審議の上、車・バイクによる通学を許可する。
 - イ 通学距離が、本校から走行距離で5km以上、30km程度以下の範囲の者
 - ロ 公共の交通機関が不便な者
 - ハ 車・バイクで通学するに相応しい人格の者
- (3) 特定小型原動機付自転車は、道路運送車両の保安基準に適合し、性能等確認済みシールが貼付されており、且つ、ナンバープレートを取り付けた車両でなければならない。
- (4) 車・バイク通学許可条件に合致しない場合でも、特別な事由がある場合は、審議の上、車・バイク通学を許可することがある。
- (5) 車・バイク通学許可条件に合致しても、駐車場のスペース等の関係で校内に駐車できない学生については、校外に駐車場を契約した場合に限り許可する。
- (6) 車・バイク通学の許可に係る審査は、4月から12月までの間は、毎月1回行う。ただし、次年度の許可に係る審査は、3月に行う。
- (7) 次の車・バイクの使用は認めない。
 - イ 陸運局の許可を受けないで改造した車・バイク
 - ロ 本校が通学に相応しくないと判断した車・バイク
 - ハ 下記の任意賠償保険に加入していない車・バイク
 - 対人保険 無制限
 - 対物保険 500万円以上
- (8) 臨時に車・バイクを使用する必要がある場合は、申請により許可することがある。

3 申請の手続き

車・バイクを使用して通学を希望する者は、4月から12月までの間は毎月15日までに、また、次年度の申請については指定の期日までに次の書類を学生支援・寮務係へ提出する。ただし、チについては、審査の結果、校外に駐車場を希望する者が、車・バイクでの通学を許可された後に速やかに提出するものとする。なお、特別な事由により申請時に提出できない書類がある場合は、その旨を申し出ること。

なお、特定小型原動機付自転車の申請の場合には、ニは不要とする。

- イ 車・バイク使用承認願
- ロ 誓約書
- ハ 通学経路地図
- ニ 運転免許証の写し
- ホ 自動車検査証、登録済証又は原動機付自転車等標識交付証明書の写し
- ヘ 自動車損害賠償責任保険証書及び任意賠償保険証明書の写し
- ト 自己名義以外の車・バイクの場合は、所有者の車・バイク使用同意書
- チ 校外駐車の場合又は知人の家に駐車する場合は、校外駐車場契約書の写し又は駐車場使用同意書

4 車・バイク使用許可の期間

車・バイク使用許可の有効期間は、毎年4月から翌年3月までの1年間とし、年度の途中で許可を受けた者の有効使用期間は、その年度の残存期間とする。

5 承認証及びラベル

- (1) 車・バイクで通学することを許可された者には、車・バイク使用承認証及びラベルを交付する。
- (2) 「車・バイク使用承認証」は通学時常に携帯するものとする。

- (3) ラベルは、車の場合はルームミラー背部に貼る。バイクの場合は後部泥除けの上部等に貼る。
ただし、特定小型原動機付自転車の場合には、副校長（学生主事）と相談のうえ貼付することとする。

6 駐車場

- (1) 車・バイクでの通学を許可され、かつ校内駐車場の使用を許可された者は、常に学校が指定する場所に車・バイクを置くこと。また、「車・バイク使用承認証」をフロントガラスから見える位置に掲示すること。
(2) 使用有効期間中に車・バイクを使用しなくなった者、又は常時使用しない者に対しては、既に指定した校内駐車場の使用を取り消すことがある。

7 車・バイク使用の厳守事項

- (1) 交通規則及びマナーを正しく理解し、常に安全運転を心掛けること。
(2) 車については、他学生を乗せることを禁止する。
(3) バイクの二人乗りは禁止する。
(4) バイクを運転する場合は、必ずヘルメットを着用すること。
(5) 車及びバイクは、他の学生に貸してはならない。
(6) 校外で行われる大会・発表会等に車・バイクを使用することを原則禁止する。使用する必要がある場合は、指導教員の承認を得てその旨を副校長（学生主事）に届け出なければならない。
(7) 校内への出入りに当たっては、徐行運転を守り、また、騒音をたてて乗り回してはならない。
(8) 本校が許可した場所以外に駐車してはならない。
(9) 交通事故の当事者となった場合及び道路交通法に違反した場合は、必ず交通事故違反届を副校長（学生主事）に提出しなければならない。
(10) 本校が主催する安全運転教育講習会等には、必ず出席するものとし、出席できない理由があるときは、あらかじめ副校長（学生主事）にその旨を届け出なければならない。

8 許可の取消し等

下記の事項に該当した場合は、車・バイク通学許可の一時停止または取消を行うことがある。なお、一時停止または取消を受けるにいたった者は、当該年度における再申請及び次年度における申請を認めないことがある。

- (1) 7の厳守事項に違反した場合
(2) その他、車・バイク通学に関し悪質な行為を行い、指導によってもなお改善がみられない場合

9 車・バイク使用の取消し

車・バイクを通学に使用しなくなった者は、直ちにその旨を副校長（学生主事）に届出なければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成13年2月18日から施行する。
2 茨城工業高等専門学校学生の通学に伴う車使用に関する措置要項（昭和51年1月30日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年6月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年2月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年2月14日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。